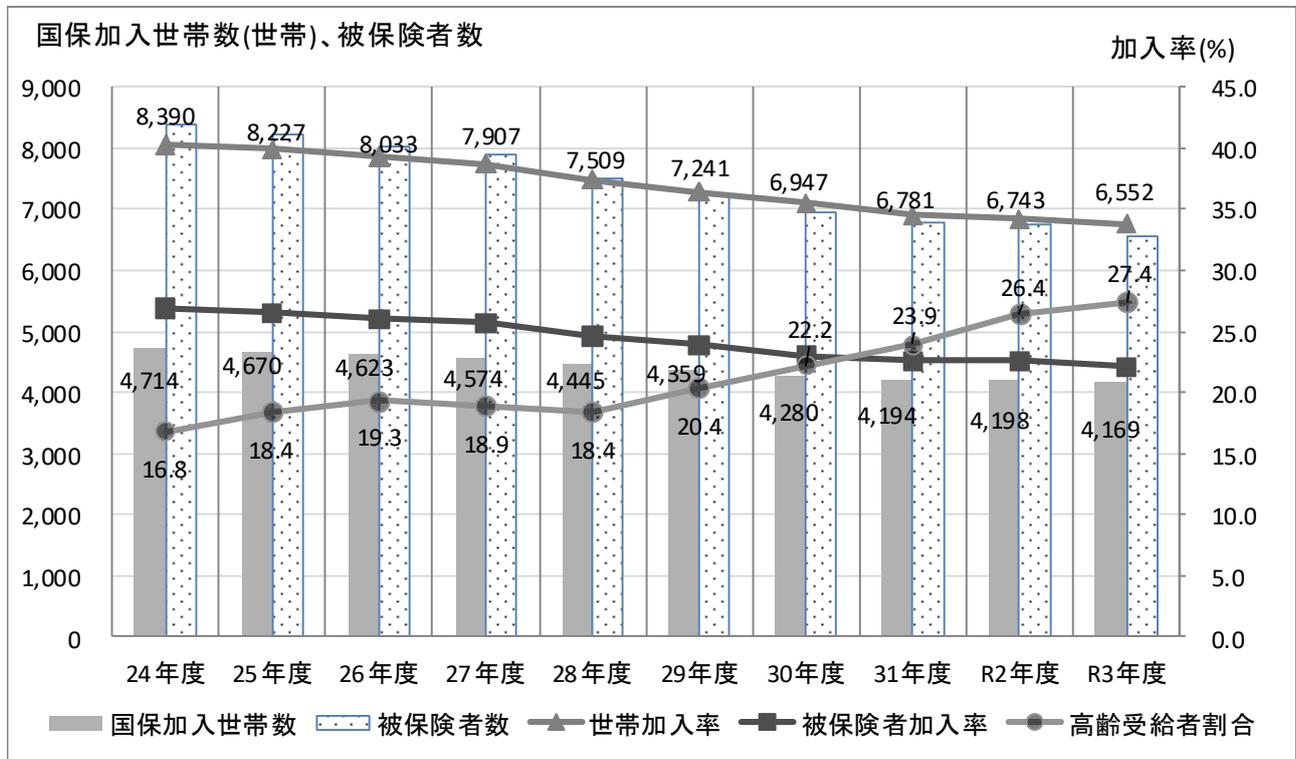


令和5年度 国民健康保険税の税率改定について

東御市国民健康保険の被保険者の状況

令和3年度末の東御市国民健康保険の被保険者は6,552人で、前年に対し191人(2.8%)の減でした。この内、高齢受給者(70歳～74歳)の割合は27.4%で、前年度と比較すると1.0ポイントの増となっています。被保険者の減少については、後期高齢者医療制度へ移行する被保険者が多かったことが要因と推測されます。近年の被保険者数の推移は、24年度から27年度は約2%、28年度以降は平均3%前後の減少傾向が続いています。

令和4年度は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が本格化するとともに、令和4年10月から始まった被用者保険の適用範囲の拡大により、令和4年11月末現在の被保険者は6,342人となり、被保険者の減少が一層進んでいます。



適用区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	3年度
国保加入世帯数	4,714	4,670	4,623	4,574	4,445	4,359	4,280	4,194	4,198	4,169
被保険者数	8,390	8,227	8,033	7,907	7,509	7,241	6,947	6,781	6,743	6,552
世帯加入率	40.3	39.9	39.3	38.7	37.4	36.4	35.5	34.5	34.2	33.8
被保険者加入率	26.9	26.5	26.0	25.7	24.6	23.9	23.0	22.6	22.6	22.1
高齢受給者割合	16.8	18.4	19.3	18.9	18.4	20.4	22.2	23.9	26.4	27.4

- (1) 国保加入世帯数及び被保険者数は事業年報報告値。
- (2) 世帯加入率及び被保険者加入率は年度末に対する割合。

令和4年度の決算見込み及び令和5年度以降の財政推計について

令和4年度(本年度)の決算については、歳入総額 3,109,604 千円、歳出総額 3,079,698 千円で差引 29,906 千円の黒字を見込んでいます。しかしながら、前年度繰越金 26,905 千円、財政調整基金繰入金 72,839 千円を差し引いた単年度実質収支は、69,838 千円の赤字となる見込みです。なお、財政調整基金の令和4年度末残高見込みは 341,036 千円で、前年に対し 45,013 千円の減少見込みとなっています。

令和3年度から令和6年度までの国保財政の状況

(単位 千円)

適用区分	歳入 合計	歳出 合計	差引 残高	歳入のうち、実質歳入以外			単年度 実質収支	基金 残高
				前年度 繰越金※	基金 繰入金	一般会計 繰入金		
R3年度 決算	3,287,014	3,233,205	53,809	55,139	36,772	0	△38,102	386,049
R4年度 決算見込み	3,109,604	3,079,698	29,906	26,905	72,839	0	△69,838	341,036
R5年度 財政推計	3,125,020	3,075,019	50,001	14,953	84,488	0	△49,440	272,297
R6年度 財政推計	3,170,012	3,120,012	50,000	25,000	102,634	0	△77,634	195,460

※前年度繰越金の額は、前年度の差引残高の2分の1。また、前年度の差引残高の残る2分の1は財政調整基金へ編入します。(東御市資金積立基金条例第2条第2項による)

上記の国保財政の状況のとおり、各年度における歳入から歳出を差し引いた額は黒字となっているものの、前年度繰越金、基金繰入金を差し引いた単年度実質収支については赤字となっています。

単年度実質収支の赤字要因は、公費と国保税収入による歳入に対し、保険給付費の増による歳出が上回っているためです。

なお、この保険給付費の増は被保険者の高齢化の進行及び医療技術の高度・高額化が影響していると推察され、その増加する保険給付費に対し、被保険者の減少等により国保税収が追いついていない状況となっております。

令和5年度 国民健康保険税の税率について

平成30年度から始まった国保制度改革により、県が年度毎に国保事業を運営するために必要となる国保事業費納付金を決定し、市町村は納付金を県に納めています。

また、県は市町村が必要となる保険税の基準を示し、市町村はそれを参考に国保税率を定めます。

◆ 県の仮係数による当市の試算結果(R4.11.24 現在)

令和5年度 国保事業費納付金総額【試算】①	医療分	497,829 千円	
	後期高齢者支援金	201,268 千円	
	介護分	61,731 千円	
	合計	760,828 千円	
令和5年度 一人当たり納付金額【試算】②		119,967 円	【下記 R4 実績比較 22 円減】
(参考)令和4年度 国保事業費納付金総額【実績】③	医療分	518,583 千円	
	後期高齢者支援金	181,170 千円	
	介護分	61,215 千円	
	合計	760,968 千円	
(参考)令和4年度 一人当たり納付金額【実績】④		119,989 円	

※上記の金額には退職分は含まれていない。

※R5 一人当たり納付金額【試算】②＝①÷6,342 人(R4.11 末現在の被保険者数)。

※R4 一人当たり納付金額【実績】④＝③÷6,342 人(R4.11 末現在の被保険者数)。

※本係数による確定納付金額等が示されるのは、令和5年1月下旬の予定。

◆ 県から提示された検討事項に対する当市の方針 (H29年度 第3回国保運営協議会 決定事項)

NO	検討事項	検討事項に対する方針
①	国保税の算定方式は、3方式か4方式か(資産割の有無の検討)。	4方式を3方式にすることで、不足する資産割の財源を他の所得割等に配分することは大変厳しい状況。今後、税率改定の検討に併せ、資産割の税率を段階的に見直す必要性はあるが、当面は4方式を維持する。
②	応能割(所得割・資産割)と応益割(均等割・平等割)の賦課割合をどうするか。	県が設定する応能割と応益割の割合は、当市の現状と比較すると開きがある。上記①の段階的な見直しと併せ、県下市町村の状況を見ながら検討を行うが、当面は現状の割合と大きく変更しない。
③	国保税の賦課限度額は、地方税法の額と同額とするか、独自の額とするか。	県が市町村標準保険税率を算定する際に使用した額は、地方税法による上限額であることから、賦課限度額は現行と同様に地方税法の額を上限額に設定する。

◆ 令和5年度国民健康保険税について

県が策定した「国民健康保険運営方針」を基本とし、また、県が将来的に実現を目指している全ての市町村の国保税統一も視野に入れながら、持続可能な保険制度の実現に向け、被保険者への影響を充分考慮しながら、国保税率の検討を行っていく必要があります。

なお、国保税率の統一のためには、算定方式についても資産割を除いた3方式への移行が求められています(東御市の現行は4方式)。そこで、平成29年度の当運営協議会で決定した方針に則り、資産割について平成31年度から段階的な縮減(2年毎に20%縮減)が始まっており、将来的には資産割を無くした3方式に移行します。

◆ 令和5年度国民健康保険税率の改定について(案)

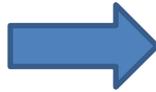
令和5年度の国保税率の改定については、資産割において2割を目安として税率を引き下げます。

そのうえで、基金を取崩して活用することを前提として、今後の保険給付費や被保険者数の推移、県が示す標準保険税率を参考に税率を変更します。

◆ 税率改定の設定について(案)

【医療分】

区分	現行税率等
所得割	6.7%
資産割	16.8%
均等割	19,000円
平等割	19,500円



区分	改定案	比較
所得割	6.7%	—
資産割	11.2%	△5.6ポイント
均等割	19,000円	—
平等割	19,500円	—

【後期高齢者支援金分】

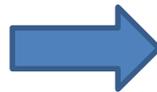
区分	現行税率等
所得割	2.3%
資産割	5.6%
均等割	6,500円
平等割	6,500円



区分	改定案	比較
所得割	2.5%	0.2ポイント
資産割	3.8%	△1.8ポイント
均等割	7,300円	800円
平等割	7,000円	500円

【介護納付金分】

区分	現行税率等
所得割	2.3%
資産割	2.7%
均等割	9,000円
平等割	9,000円



区分	改定案	比較
所得割	2.3%	—
資産割	1.8%	△0.9ポイント
均等割	9,000円	—
平等割	8,200円	△800円

【税率改定後の応能応益割合】 応能と応益の合計は 100%となります

区 分	応能割(所得割・資産割)		応益割(均等割・平等割)	
	現行	改定案	現行	改定案
医療分	57.2	55.8	42.8	44.2
後期高齢者支援金分	57.5	55.3	42.5	44.7
介護納付金分	49.9	48.9	50.1	51.1

※賦課割合は長野県の基準割合(応能:応益=およそ 49:51)に近づき改善が図られます。

現行の賦課割合は、R4 年 11 月末現在で算出。

◆ 税率改定(案)による税額について

現行税率における調定額(R4.11 末現在)及び改定案税率で試算した調定額の比較

区 分	国保税調定額(現年分)	被保険者数(R4.11 末)	世帯数(R4.11 末)
現 行	562, 461千円	6, 342人	4, 073世帯
改定案	562, 594千円		

一人・1世帯あたりの国保税額の比較(上記の調定額から被保険者数等を除算)

区 分	現 行	改定案	増減額	増減率
一人あたり	88, 688円	88, 709円	21円	0. 02%
1世帯あたり	138, 095円	138, 128円	33円	0. 02%

税額モデルケース

R4年11月30日現在

※固定資産あり 61,500円 (R4.11.30現在、国保加入世帯平均)

※()内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区 分		高齢夫婦(65歳～75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり61,500円		高齢夫婦(65歳～75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産あり61,500円		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産なし	
				現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
				年税額	増減額	増減率	年税額	増減額	増減率	年税額	増減額
43万円以下 31.1%	43万円以下	世 帯	年税額	36,700	32,900	23,000	23,600	44,400	40,800	30,700	31,500
			増減額	-3,800	(-380)	600	(60)	-3,600	(-360)	800	(80)
			増減率	89.6%	-	102.6%	-	91.9%	-	102.6%	-
		世帯1人 当たり	年税額	18,350	16,450	11,500	11,800	11,100	10,200	7,675	7,875
			増減額	-1,900	(-190)	300	(30)	-900	(-90)	200	(20)
		軽減の有無		7割軽減対象		7割軽減対象		7割軽減対象		7割軽減対象	
43万1円 ～100万円 18.3%	100万円	世 帯	年税額	103,500	101,100	89,700	91,900	116,200	114,300	102,500	105,100
			増減額	-2,400	(-240)	2,200	(220)	-1,900	(-190)	2,600	(260)
			増減率	97.7%	-	102.5%	-	98.4%	-	102.5%	-
		世帯1人 当たり	年税額	51,750	50,550	44,850	45,950	29,050	28,575	25,625	26,275
			増減額	-1,200	(-120)	1,100	(110)	-475	(-48)	650	(65)
		軽減の有無		5割軽減対象		5割軽減対象		5割軽減対象		5割軽減対象	
100万1円 ～200万円 22.8%	200万円	世 帯	年税額	232,000	232,600	218,200	223,400	237,000	237,900	223,200	228,600
			増減額	600	(60)	5,200	(520)	900	(90)	5,400	(540)
			増減率	100.3%	-	102.4%	-	100.4%	-	102.4%	-
		世帯1人 当たり	年税額	116,000	116,300	109,100	111,700	59,250	59,475	55,800	57,150
			増減額	300	(30)	2,600	(260)	225	(23)	1,350	(135)
		軽減の有無		なし		なし		2割軽減対象		2割軽減対象	
200万1円 ～300万円 12.2%	300万円	世 帯	年税額	322,000	324,600	308,200	315,400	347,500	350,900	333,700	341,700
			増減額	2,600	(260)	7,200	(720)	3,400	(340)	8,000	(800)
			増減率	100.8%	-	102.3%	-	101.0%	-	102.4%	-
		世帯1人 当たり	年税額	161,000	162,300	154,100	157,700	86,875	87,725	83,425	85,425
			増減額	1,300	(130)	6	3,600	(360)	850	(85)	2,000
		軽減の有無		なし		なし		なし		なし	

税額モデルケース

R4年11月30日現在

※固定資産あり 61,500円(R4.11.30現在、国保加入世帯平均)

※()内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区分		高齢夫婦(65歳～75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり61,500円		高齢夫婦(65歳～75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産あり61,500円		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産なし	
				現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
300万1円 ～400万円 5.8%	400万円	世帯	年税額	412,000	416,600	398,200	407,400	437,500	442,900	423,700	433,700
			増減額	4,600	(460)	9,200	(920)	5,400	(540)	10,000	(1,000)
			増減率	101.1%	-	102.3%	-	101.2%	-	102.4%	-
		世帯1人 当たり	年税額	206,000	208,300	199,100	203,700	109,375	110,725	105,925	108,425
			増減額	2,300	(230)	4,600	(460)	1,350	(135)	2,500	(250)
		軽減の有無		なし		なし		なし		なし	
400万1円 ～500万円 3.5%	500万円	世帯	年税額	502,000	508,600	488,200	499,400	527,500	534,900	513,700	525,700
			増減額	6,600	(660)	11,200	(1,120)	7,400	(740)	12,000	(1,200)
			増減率	101.3%	-	102.3%	-	101.4%	-	102.3%	-
		世帯1人 当たり	年税額	251,000	254,300	244,100	249,700	131,875	133,725	128,425	131,425
			増減額	3,300	(330)	5,600	(560)	1,850	(185)	3,000	(300)
		軽減の有無		なし		なし		なし		なし	
500万1円 ～600万円 2.0%	600万円	世帯	年税額	592,000	600,600	578,200	591,400	617,500	626,900	603,700	617,700
			増減額	8,600	(860)	13,200	(1,320)	9,400	(940)	14,000	(1,400)
			増減率	101.5%	-	102.3%	-	101.5%	-	102.3%	-
		世帯1人 当たり	年税額	296,000	300,300	289,100	295,700	154,375	156,725	150,925	154,425
			増減額	4,300	(430)	6,600	(660)	2,350	(235)	3,500	(350)
		軽減の有無		なし		なし		なし		なし	
600万1円 以上 4.3%	700万円	世帯	年税額	682,000	692,600	668,200	683,400	707,500	718,900	693,700	709,700
			増減額	10,600	(1,060)	15,200	(1,520)	11,400	(1,140)	16,000	(1,600)
			増減率	101.6%	-	102.3%	-	101.6%	-	102.3%	-
		世帯1人 当たり	年税額	341,000	346,300	334,100	341,700	176,875	179,725	173,425	177,425
			増減額	5,300	(530)	7,600	(760)	2,850	(285)	4,000	(400)
		軽減の有無		なし		なし		なし		なし	

東御市国民健康保険の今後の課題について

(1) 国保制度改革による取り組み

平成30年4月から県が国保財政の責任主体として、市町村とともに国民健康保険を運営しており、県の国保運営方針により、将来的には国保税の統一を目指すとしています。当市においても県の運営方針に基づき、税率の統一に向けた賦課の算定方式を現在の4方式から資産割を除く3方式へ移行するため、段階的な資産割税率の引き下げや基金運用等の検討を進めてまいります。

(2) 医療費抑制の取り組み

令和3年度における特定健康診査の受診率は、42.6%(確定値)で、前年度より1.8ポイントの増となりました。今後も受診率の向上に向け特定健診は、個別健診に加え集団健診をJAとの共催により実施します。

なお、保健指導により発症予防、早期治療につなげ、被保険者の健康維持と保険給付費の抑制を図り、レセプト情報や健診データなどの情報を活用し、市民の疾病予防、重症化予防に努めます。

また、後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えることで、保険給付費の抑制、被保険者の自己負担額の軽減が図られることから、引き続き周知に努めるほか、後発医薬品利用差額通知を発送することで、被保険者による利用促進を図ります。

(3) 国民健康保険税の収納率の向上

令和3年度国民健康保険税の収納率(現年及び滞納繰越を含めた全体)は、89.8%で前年度に対し0.1ポイントの減となりました。引き続き、口座振替を推進するとともに、近年のライフスタイルの変化等に即したコンビニ納付や電子納税を推進します。

また、滞納者に対する納税相談、未申告者への申告の推進、短期被保険者証の活用、十分な負担能力がありながら納税意識の低い者に対する財産差し押さえの実施等により、収納率の向上と負担の公平性の確保を図ります。